

## 専決処分の報告について

- 1 事故の発生           平成19年7月22日、午後0時50分頃、板橋区立板橋第五中学校の林間学校活動中に、福島県田村市滝根町菅谷字東釜山の公園で、生徒達が激しくブランコをこいだため、被害者がバランスを崩し、手すりにぶつかった後、支柱に右顔面を強打して、地面に落下した。
  
- 2 示談の相手方
  
- 3 示談成立年月日   平成28年7月29日
  
- 4 示談金額           金842,772円  
          なお、本件については、平成22年8月10日示談により、平成21年12月5日までの父母の休業補償分(看護料)の示談金346,965円を既に支払っている。  
          したがって、今回の最終示談にあたっては、これを差し引いた495,807円を支払う。
  
- 5 示談の処理           区は、本事故による損害額に当たる金額を被害者に支払うこととし、今後、区と被害者の間に、書面に定めるほか何ら債権債務が存しないことを確認する示談書を取り交わした。
  
- 6 支払い               平成28年8月1日、全額を被害者に支払った。  
          なお、示談に要する損害賠償金は、特別区自治体総合賠償責任保険により、全額が補てんされる。